【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年６月２日
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大朏 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府寝屋川市日新町２番１号 (同所は登記上の本店所在地ですが、実際の本店業務は下記で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜２丁目２番22号
【電話番号】	06（6226）7343
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 林 亨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成27年５月27日開催の取締役会において、当社が営むＡＶ事業を会社分割して、当社完全子会社であるオンキヨー＆パイオニア株式会社へ承継させることを決議し、同日、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本件吸収分割の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号　　オンキヨー＆パイオニア株式会社
本店の所在地　東京都中央区八重洲２丁目３番12号
代表者の氏名　代表取締役社長 中野 宏
資本金の額　308百万円（平成27年３月31日現在）
純資産の額　△8,493百万円（平成26年３月31日現在）
総資産の額　4,819百万円（平成26年３月31日現在）
事業の内容　オーディオ・ビジュアル関連製品等の企画・開発・製造・販売

② 最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業損失、経常損失および当期純損失

	平成24年３月期	平成25年３月期	平成26年３月期
売上高	13,410百万円	12,578百万円	27,562百万円
営業損失	213百万円	440百万円	2,185百万円
経常損失	405百万円	648百万円	2,401百万円
当期純損失	429百万円	661百万円	2,559百万円

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

オンキヨー株式会社 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係　当社100%出資の子会社です。
人的関係　当社より取締役および監査役を派遣しております。
取引関係　該当事項はありません。

（2）本件吸収分割の目的

当社は、『ＶＡＬＵＥ ＣＲＥＡＴＩＯＮ』を経営理念に掲げ、世の中に驚きと感動を提供していくことを目標とし、高品位なオーディオ機器やホームシアター機器等の製造・販売を行うＡＶ事業、および車載用、ＴＶ・ＰＣ用スピーカー等の製造・販売を行うOEM事業を展開しております。近年当社は目まぐるしく変化する市場環境に柔軟に対応し、新たな顧客ニーズに対応する製品の展開や市場開拓を行うことを目的として、他社との協業の推進、強化を図っております。その一環として平成24年１月にはギターメーカーとして世界的に著名なGibson Brands, Inc.および録音機器を中心に高いブランド力を持つティアック株式会社と資本・業務提携契約をそれぞれ締結いたしました。さらに他社との協業を強化し業績拡大を目指す一環として、当社は、平成26年11月７日付にて、パイオニア株式会社との間で、当社のＡＶ事業とパイオニアグループのホームＡＶ事業、電話機事業およびヘッドホン関連事業の統合を目的とした資本業務提携契約を締結、これに基づき平成27年３月２日付にてパイオニア株式会社の100%子会社でありましたパイオニアホームエレクトロニクス株式会社（同年同日付にて、オンキヨー＆パイオニア株式会社に商号変更。）の全株式を取得し、同社は当社の完全子会社となりました。これにより、従来のオーディオ機器やホームシアター機器において、開発・生産に関しては共通、関連する経営資源の効率化を図り、販売に関しては両社の販売網を活用して拡大を目指すといった取組みを行い、業績改善に注力しております。この統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、またホームＡＶ事業に関わる意思決定をタイムリーに行うため、当社既存事業のうち、オーディオ機器やホームシアター機器の製造・販売を担うＡＶ事業を分割し、オンキヨー＆パイオニア株式会社による一元管理および業務の効率化を図ることが最良と判断いたしました。

（3）本件吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、オンキヨー＆パイオニア株式会社を承継会社とする吸収分割方式です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

オンキヨー＆パイオニア株式会社は当社の完全子会社であることから、本件吸収分割に際して発行する株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

③ その他の吸収分割契約の内容

ⅰ）吸収分割の日程

吸収分割決議取締役会　平成27年５月27日（当社および承継会社）
吸収分割契約締結　　平成27年５月27日
吸収分割承認株主総会　平成27年６月23日(予定)（当社および承継会社）
分割日(効力発生日)　　平成27年７月１日(予定)

ⅱ）分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当する事項はありません。

ⅲ）分割により増減する資本金

本件吸収分割による資本金の増減はありません。

ⅳ）承継会社が承継する権利義務

当社ＡＶ事業を遂行する上で必要とされる資産、負債、契約上の地位その他これに付随するその他の権利義務を承継いたします。

（４）本件吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当する事項はありません。

（５）本件吸収分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

本件吸収分割の対象事業を当社から承継することを除き、オンキヨー＆パイオニア株式会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容については変更ありません。なお、承継後のオンキヨー＆パイオニア株式会社の純資産の額及び総資産の額は現時点では確定しておりません。

（以下、吸収分割契約書）

吸収分割契約書

オンキヨー株式会社（以下「甲」という。）及びオンキヨー＆パイオニア株式会社（以下「乙」という。）は、第１条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、平成27年５月27日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割の方法）
甲は、甲のＡＶ事業（以下「本対象事業」という。）に関して有する第３条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条（商号及び住所）
本件吸収分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。
(1) 吸収分割会社
商号：オンキヨー株式会社
住所：大阪府寝屋川市日新町２番１号
(2) 吸収分割承継会社
商号：オンキヨー＆パイオニア株式会社
住所：東京都中央区八重洲二丁目３番12号

第３条（承継する権利義務）
乙は、甲が分割効力発生日（第６条において定義する。）において本対象事業に関して有する別紙１記載の資産、債務及び契約上の地位その他の権利義務を、本件吸収分割により承継する。なお、債務の承継については免責的債務引受の方法による。

第４条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）
乙は、本件吸収分割に際して、甲に対し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を交付しないものとする。

第５条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）
本件吸収分割により増加する乙の資本金及び資本準備金は、以下の額とする。
資本金　０円
資本準備金　０円

第６条（効力発生日）
本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年７月１日とする。但し、本件吸収分割手続の進行に応じ、必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（分割承認決議）
甲及び乙はそれぞれ、平成27年６月23日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認の決議を求める。

第８条（善管注意義務）
甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上でこれを行うものとする。

第９条（競業避止義務の免除）
甲は、乙に対し、会社法第21条第１項に定める競業避止義務を負わない。

第10条（本契約の効力）
本契約は、第７条に規定する株主総会の承認が得られない場合、または法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、双方協議の上定める。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有する。

平成27年５月27日

大阪府寝屋川市日新町２番１号
甲　オンキヨー株式会社
代表取締役社長　大朏　宗徳

東京都中央区八重洲二丁目３番12号
乙　オンキヨー＆パイオニア株式会社
代表取締役社長　中野　宏

別紙１

承継権利義務明細表

乙が、本件吸収分割により承継する権利義務は、本対象事業に係る以下の資産、負債、契約上の地位その他これに付随する権利義務とする。

なお、承継する資産または負債については、平成27年３月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除して確定する。

１．資産

（１）流動資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、棚卸資産、前払費用、未収入金その他流動資産の一部を除く一切

（２）固定資産

機械装置、工具器具備品、車両及び運搬具、その他固定資産の一部を除く一切

２．負債

（１）流動負債

買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金その他流動負債の一部を除く一切

（２）固定負債

得意先預り金その他固定負債の一部を除く一切

３．雇用契約等

（１）雇用契約

本対象事業に従事する甲の従業員との雇用契約の一切

（２）その他

甲とオンキョー労働組合との間で効力発生日において締結している労働協約のうち、乙へ承継することについて別途合意したものの一切

４．その他の権利義務

（１）雇用契約以外の本対象事業に係る一切の契約における契約上の地位またはそれに付随する権利義務

（２）法令上承継可能な本対象事業に係る免許、許可、認可、承認、登録、届出等の一切

以　上